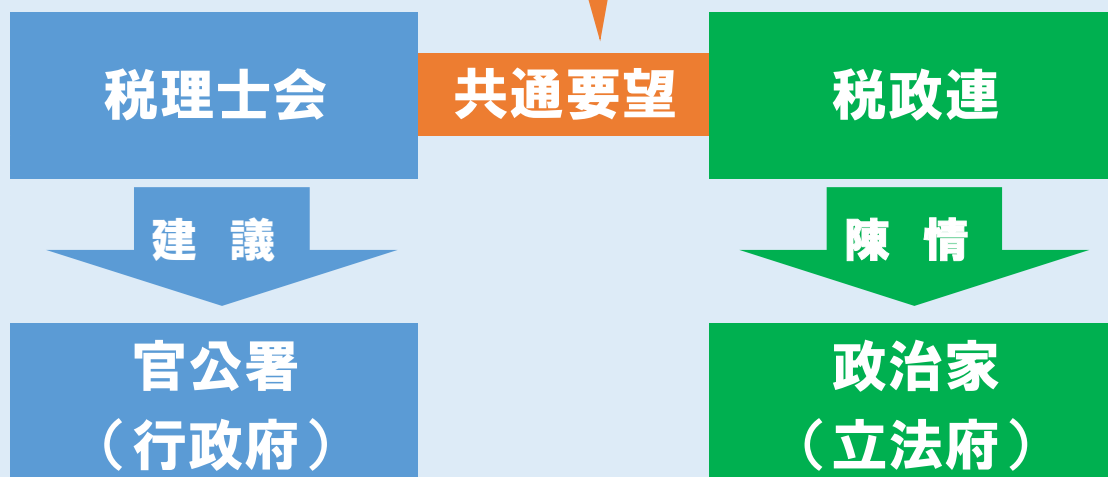


税政連は税理士会の要望実現に向けて活動します

(税理士政治連盟)

国民のための租税制度の確立！
税理士制度の更なる発展を目指す！など



税理士会は上記要望を行政府に訴えています。

政治活動ができない税理士会に代わり、税政連が立法府に訴えています。

< 税政連活動の主な実績 >

- * 法人版事業承継税制（特例措置）に係る特例承継計画の提出期限の延長
- * 賃上げ促進税制に関する繰越控除制度の創設
- * 中小法人に対する外形標準課税適用の見送り
- * インボイス制度の見直し
- * デジタル社会における業務と働き方の多様化(テレワーク等)への対応〔税理士法改正〕
- * 所得税の確定申告期限のコロナ特例延長
- * 源泉税納期特例の納期限を1月20日に延長
- * 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止

要望を実現するためには、税政連の組織率を高めることが不可欠です。

ご負担は12,000円の年会費のみ。

税政連の存在意義をご理解のうえ、会費の納入をお願い致します。

新宿税理士政治連盟

TEL03-3369-3235・FAX 03-3366-0157

新宿税理士政治連盟規約（抜粋）

（目的）

第3条 本連盟は、税理士の社会的使命に鑑み、納税者のための税理士制度及び租税制度を確立するとともに、税理士の更なる地位向上を目標に必要な政治活動を行うことを目的とする。

（事業）

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

1. 納税者の権益を擁護増進する税理士制度のための諸施策
2. 政府、政党及び国会議員等に対する、陳情、請願等の政治活動
3. 納税者の実態に則した租税制度のための政治活動
4. 租税法律主義に基づく民主的税務行政実現のための政治活動
5. 納税者の租税倫理の高揚を期するための諸施策
6. 住民本位の地方行政を実現するための活動
7. 公職選挙法及び政治資金規正法に基づく諸活動
8. 会員及び賛助会員に対する情報の提供
9. 東京税理士政治連盟に加入し、同連盟との連絡並びに連携の強化
10. 税理士による国会議員等後援会との連絡並びに連携の強化
11. 前各号のほか本連盟の目的達成に必要な事業

（組織）

第5条 本連盟の組織は次のとおりとする。

1. 本連盟は、次に掲げる税理士会員を会員（以下、「会員」という。）として組織する。
 - (1) 東京税理士会新宿支部の区域内に事務所を有する開業税理士
 - (2) 東京税理士会新宿支部の区域内に事務所を有する税理士法人に執務する社員税理士
 - (3) 東京税理士会新宿支部の区域内に事務所所在地のある税理士事務所及び税理士法人に所属する所属税理士
2. 前項の規定にかかわらず、本連盟の会員となることを望まない税理士会員については、本連盟に一定の様式による届出をすることにより、本連盟の会員とならない。
3. 本連盟の地域内に住所を有する税理士、その他本連盟の目的及び事業に賛同する者は賛助会員（以下、「賛助会員」という。）となることができる。

税理士法（抜粋）

（税理士の使命）

第1条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

（建議等）

第49条の11 税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。